

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則新旧対照表
(平成十七年内閣府令第二十一号)

改正後		現行	
別表第一	(略)	別表第一	(略)
保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)	第五十二条の十二(第四号に係る部分に限る。)、第五十二条の二十三第三項、第七十五条の二第三項及び第一百五十四条の二第三項	保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)	第五十二条の十二(第四号に係る部分に限る。)、及び第五十二条の二十三第三項
別表第二	(略)	別表第二	(略)
前払式証券の規制等に関する法律	(略)	前払式証券の規制等に関する法律	(略)
保険業法施行規則	第五十二条の十二(第四号に係る部分に限る。)、第五十二条の二十三第三項、第七十五条	(新設)	

別表第三

(略)	保険業法施行規則	(略)	資産の流動化に関する法律	(略)	(略)
	第五十二条の十二(第四号に係る部分に限る。)、第五十二条の二十三第三項、第七十五条の二第三項及び第一百五十四条の二第三項				

別表第三

(略)	保険業法施行規則	(略)	資産の流動化に関する法律	(略)	(略)
	第五十二条の十二(第四号に係る部分に限る。)及び第五十二条の二十三第三項				